無線通信部門（ITU-R）の研究の結果を考慮し、発展するITSの実現のための調和した世界的又は地域的周波数帯の可能性を既存の移動業務の分配のもとで検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

既存の移動業務の分配を使用し、発展するITSの実現に関する技術的及び運用上の事項の研究を行うこと。

以下を主管庁に要請する。

本件に関するITU-Rの研究に積極的に寄与すること。

追　決議第238（WRC-15）　2020年以降のInternational Mobile Telecommunicationsの将来の開発に向けた、24.25-86 GHzの周波数範囲の一部を移動業務へ一次的基礎で追加分配する可能性を含めたIMTの特定に関わる周波数関連事項の研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　International Mobile Telecommunications（IMT）が、場所及び通信網又は端末の種類に関わらず、世界規模の電気通信サービスの提供を意図していること。

b)　IMTシステムが、世界経済と社会発展に寄与したこと。

c)　IMTシステムは、今も進歩を続け、モバイルブロードバンドの高度化、大量のマシンタイプ通信及び超高信頼・低遅延通信のような多彩な利用シナリオ及びアプリケーションを提供していること。

d)　IMTの超低遅延・超高速アプリケーションは、IMTを導入しようとする主管庁の使用が特定されている周波数帯において利用可能なものよりも更に大きく連続的なスペクトルブロックを必要とするであろうこと。

e)　これらの更に大きなスペクトルのブロックの確保のためには、より高い周波数帯を検討することが適切である可能性があること。

f)　スペクトルの利用効率を高め利用を容易にするためには、技術開発を絶えず活用し続ける必要があること。

g)　例えば、波長が短いなど、より高い周波数帯の特徴は、高度な広帯域性を支えるMIMO及びビームフォーミング技術を含めた高度アンテナシステムの利用をより可能にするであろうこと。

h)　ITU-Tが、2020年以降のIMT通信網の標準化の研究を始めたこと。

i)　ITU-R勧告M.2083に記された目的を実現するには、適切かつ時期を得てスペクトルが利用可能になること及びそれを支援する規制条項が必須であること。

j)　グローバルなローミングを可能にし、規模の経済を活かすためには、IMTのための世界規模で調和の取れた帯域及び調和のとれた周波数配置が大いに望ましいこと。

k)　移動業務に分配された周波数帯をIMTに特定することは、この周波数帯に既に分配されている業務のアプリケーションとの共用環境を変える可能性があること。また、追加の規制上の措置が必要になる可能性があること。

l)　いかなる業務への周波数帯の追加分配の可能性を検討する際も、既存業務を保護し、それらの継続的な発展を可能にすることの必要性。

以下に留意し、

a)　ITU-R決議第65が、2020年以降のIMT開発に向けた工程に関する原則を扱っていること。また、ITU-R研究課題77-7/5が、IMTの開発及び導入に際しての開発途上国の需要を検討していること。

b)　ITU-R研究課題229/5が、IMTの更なる開発を研究しようとしていること。

c)　ITU-R決議第56-2に記すように、IMTは、IMT-2000、IMT-Advanced及びIMT-2020のそれぞれを一体として包含すること。

d)　2020年以降のIMTの将来開発に関する枠組み及び目的に関するITU-R勧告M.2083

e)　ITU-R報告M.2320が、地上系IMTシステムの今後の技術動向を扱っていること。

f)　6GHz以上の周波数帯におけるIMTの技術的実現性に関するITU-R報告M.2376

g)　ITU-R報告M.2370が、2020年以降の将来のIMTのトラヒック成長に影響を与える傾向を分析し、2020年から2030年までの期間の世界のトラヒック需要の予測を行っていること。

h)　ITU-Rの中で、より高い周波数帯における移動システムの伝播特性に関する研究が進行中であること。

i)　研究の中で考慮が必要になる可能性がある第5.340号、第5.516B号、第5.547号及び第5.553号の規定の関連性

j)　24.65-25.25GHzの周波数帯におけるFSSの分配が、WRC-12で決定されたこと。

以下を認識し、

a)　世界無線通信会議による周波数分配からそれらの帯域にシステムが展開されるまでの間には時間差があることから、IMTの開発を支援するために、広く連続したスペクトルのブロックを時期を得て利用可能とすることが重要であること。

b)　受動業務専用に分配されている周波数帯は、移動業務への分配には適していないこと。

c)　いかなるIMTへの周波数帯の特定も、他の業務による当該帯域の使用及びこれらの業務への進化する要求を考慮すべきであること。

d)　現在、一次的基礎で帯域が分配されている業務に対し、新たな規制上の、又は技術的な制約が課されてはならないこと。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　24.25GHzと86GHzの間の周波数範囲における地上系IMTのスペクトル需要を決定するための適切な研究を行い、WRC-19に間に合うように完了すること。 その際、以下を考慮すること。

- 技術及び周波数有効利用法の進歩を通じたIMTの発展を含め、この周波数範囲で運用する地上系IMTシステムの技術的及び運用上の特性
- IMT-2020に想定される展開シナリオ及び人口密集都市部、ピーク時などにおける高データトラヒックの関連要件
- 開発途上国の需要
- スペクトルが必要になるであろう時期

2　以下の周波数帯につき、その周波数帯に一次的基礎で分配されている業務の保護を考慮しつつ、適切な共用及び両立性研究[1]を行い、WRC-19に間に合うように完了すること。

- 移動業務への一次的基礎での分配が存在する、24.25-27.5GHz[2]、37-40.5GHz、42.5-43.5GHz、45.5-47GHz、47.2-50.2GHz、50.4-52.6GHz、66-76GHz及び81-86GHzの周波数帯及び、
- 移動業務に一次的基礎での追加的分配が必要になる可能性のある、31.8-33.4GHz、40.5-42.5GHz及び47-47.2GHzの周波数帯

以下を更に決議し、

1　ITU-R要請決議事項に記した研究がWRC-19の検討に間に合うように完了できることを確保するために、共用及び両立性研究のために必要な技術的及び運用上の特性が入手可能となるべき期限を定めるようCPM19-1に要請すること。

2　上記研究結果に基づき、移動業務への一次的基礎でのスペクトルの追加分配及び地上系IMTのための周波数帯の特定を検討するようWRC-19に要請すること。ただし、検討対象の周波数帯は、ITU-R要請決議事項２に掲げた帯域の一部又は全部に限ることとする。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、これらの研究に積極的に参加すること。

[1]　必要に応じ隣接帯域の業務に関する研究を含む。

[2]　24.5-27.5GHzの周波数帯の研究を行う際は、25.5-27GHzの周波数帯におけるEESS（宇宙から地球）及びSRS（宇宙から地球）の分配に基づく既存の地球局の保護及び将来の受信地球局の導入を確保する必要性を考慮に入れること。